

令和5年9月22日（金）15時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会第1回漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会

【前里労働環境対策室長】 定刻よりも少し早いですが、委員の皆様おそろいですので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を開催させていただきます。私は、事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里と申します。専門部会長が選任されるまでの間、議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本専門部会の設置経緯につきましてご報告いたします。本専門部会は本年7月24日付諮問第436号「船員に関する特定最低賃金の改正について」により、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正に関する諮問を受けまして、当該事項の調査審議を行うために設置されました。これに伴いまして、船員部会運営規則第12条第5項の規定に基づき、船員部会長より本専門部会の委員6名の指名がございました。本専門部会の委員につきましては席上の委員名簿をご覧ください。

それでは、ここで本日ご出席いただいております委員の方々を紹介させていただきます。

まず、公益を代表する委員といたしまして西村委員です。

【西村委員】 西村でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 続きまして野川委員です。

【野川委員】 野川でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 関係船員を代表する委員といたしまして釜石委員です。

【釜石委員】 釜石です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 高橋委員です。

【高橋委員】 高橋です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 関係使用者を代表する委員といたしまして土屋委員です。

【土屋委員】 土屋でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 納富委員です。

【納富委員】 納富です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 続きまして、水産庁及び事務局の船員政策課からの出席者をご紹介します。

水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室の成澤室長です。

【成澤水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長】 成澤でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課の木坂課長補佐です。

【木坂船員政策課長補佐】 木坂です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 岩下労働環境技術活用推進官です。

【岩下労働環境技術活用推進官】 岩下でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 本日の出席者につきましては以上でございます。なお、佐藤船員政策課長につきましては、本日所用により欠席とさせていただきます。

本日は委員及び臨時委員、総員6名中、6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。皆様、お手元の資料でございます。資料番号は、縦置き資料は右上に、横置き資料は横置きに見て右上に、それぞれ記載してございます。まず「議事次第」が1枚、次に「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会委員名簿」が1枚、次に「配布資料一覧」が1枚でございます。そして資料1といたしまして「交通政策審議会への諮問について」が1枚、資料2といたしまして「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金」の公示文が1枚、資料3といたしまして「かつお・まぐろ漁業の概要」で13ページの資料が1部、資料4といたしまして「最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数」が1枚、資料5といたしまして「漁業（かつお・まぐろ）船員賃金実態調査」で8ページの資料が1部、資料6といたしまして「漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況」が1枚、資料7といたしまして「最低賃金の改正に係る参考資料」で8ページの資料が1部。資料は以上でございます。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

それではまず、議題1「専門部会長の選任について」でございます。船員部会運営規則第12条第6項によりまして、本専門部会に属する交通政策審議会委員及び公益を代表する臨時委員のうちから選任することとされております。いかがいたしましょうか。

高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 経験豊富な野川委員にお願いしたいのですが、皆様のご賛同をよろしくお願いしたいと思っております。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。ただいま野川委員を専門部会長に
とのご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。それでは野川委員に専門部会長を
お願いすることといたしまして、今後の議事の進行については専門部会長をお願いしたい
と存じます。野川専門部会長、よろしく願いいたします。

【野川部会長】 ただいま専門部会長に選任されました野川でございます。皆様のご協
力を得ましてこの審議が円滑に進みますよう努めてまいりますので、よろしく願いいた
します。

それでは早速議事を進めてまいります。議題2「漁業(かつお・まぐろ)最低賃金を取
り巻く状況について」ですが、初めに、諮問の趣旨について事務局よりご説明をお願いい
たします。

【木坂船員政策課長補佐】 ありがとうございます。船員政策課の木坂でございます。
諮問の趣旨についてご説明申し上げます。

本年度につきましては、詳しくは後ほどご説明させていただきますけれども、春闘にお
ける組織船員の賃金水準や消費者物価指数の動向なども勘案しまして、このたび諮問を行
うことと致しました。このため、本専門部会におきましてご審議を頂き、船員部会に審議
結果をご報告いただきますようお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明につきましてご質問等は
ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと存じます。関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公
示の結果について、事務局よりご報告をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご報告申し上げます。

関係船員及び関係使用者の意見聴取につきましては、最低賃金法第37条第3項におい
て準用する同法第25条第5項の規定に基づきまして、本年8月18日付の官報に公示し
意見の提出を求めましたところ、9月1日の期限までに意見の提出はございませんでした
ので、ご報告申し上げます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

続きまして、資料3「かつお・まぐろ漁業の概要」につきまして水産庁からご説明をお

願いたします。

【成澤水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長】 水産庁国際課の成澤でございます。

資料3をお開きください。「かつお・まぐろ漁業の概要」について説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。主要なかつお・まぐろの種類をまずご説明いたします。上からクロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ、カツオとございます。上のクロマグロ、ミナミマグロは通常温帯まぐろ、下のメバチ以降は熱帯まぐろと呼ばれてございます。

温帯まぐろであるクロマグロ、ミナミマグロ。クロマグロは大西洋と太平洋に2種類生息してまして、200キロ、300キロにもなる大型なマグロです。ミナミマグロは南半球にのみ生息し、共に温帯まぐろということで非常に脂を持ち、トロが取れることで通常脂ものと呼ばれて高級なマグロとなっております。メバチに関しては、通常日本で刺身用では回転ずし等で並んでいる赤身の魚でございます。それから以下、キハダ、ビンナガ、カツオは加工食品等にも使われるもので、後ほど説明しますが、このかつお・まぐろ漁業の種類に入っていません「まき網」といって、網漁業で最近大量に獲られるようになった魚となっております。

1枚めくっていただいて3ページをご覧ください。世界のかつお・まぐろ類の漁獲量の推移でございます。一番上のピンクの線は全ての合計ですけれども、その下のブレークダウンしたものを見ていただいて、カツオのラインですけれども、このカツオと、その2つ下のキハダの紫を見ていただきたいですけれども、やはり2000年を越えるぐらいからすごく漁獲量が増えていますけれども、これは今日説明する漁業種類には含まれていませんが、いわゆるまき網という網漁業で大量に獲られるようになりまして、加工用に回るものですが、これによって非常に漁獲量が近年増えているということでございます。黄色でハイライトされていますけれども、1990年と2020年を比べますと30年で1.7倍の漁獲量、世界的にも非常に獲られる魚となっております。

4ページ目をご覧ください。国別・魚種別のかつお・まぐろ類の漁獲量となっております。一体どういう国が獲っているかといいますと、上からインドネシア、日本、韓国、エクアドル、台湾、スペインとなっております。日本を除きまして、まずインドネシアでございますけれども、インドネシアの漁獲量がなぜ突出しているかといいますと、かなりの群島水域を持ってまして、その周りで多種多様な小型の船によって大量のかつお・

まぐろが獲られていることが要因でございます。日本は今日説明するかつお・まぐろ漁業も入っていますけれども、韓国、エクアドル、台湾、スペインは先ほどより言及していません。すまき網による漁獲量によってかつお・まぐろを大量に漁獲しているということでございます。

右をご覧ください。その内訳は、先ほど説明したように網漁業が含まれていますので、キハダ、カツオといったものが大量に獲られたその大宗を占めているということでございます。

続きまして5ページをご覧ください。まぐろはえ縄漁業・かつお釣り漁業の概要でございます。今日ご説明する漁業種類の2種類でございます。

まず、まぐろはえ縄ですが、右の絵をご覧ください。船から縄が右側に出ていると思いますけれども、まず幹縄という太い縄にパン食い競走のように枝縄というものがぶら下がっており、その先に針がついて餌がついているイメージを持ってください。大体、遠洋まぐろはえ縄と近海まぐろはえ縄と分かれるのですが、遠洋まぐろはえ縄は大きな船でございます。獲った魚を凍結するものでございます。はえ縄の流す距離は大体東京から静岡市、200キロメートルということでイメージしていただければと思います。近海まぐろはえ縄はそれに比べて規模が小さいですけれども、規模が小さい分、航海も短くて、漁獲物は生鮮で運ぶという違いがございます。

次に下、かつおの一本釣りでございます。かつおの一本釣りはテレビ等でご覧になられた方も多いと思いますが、生き餌を、甲板の中にある魚倉兼活魚倉に餌であるカタクチイワシあるいはマイワシを積んでいって、魚群を見つけると、その生きた餌をまいて、釣りが一本一本カツオなりビンナガを釣り上げるということでございます。これも遠洋と近海に分かれまして、遠洋は凍結、近海は生鮮ということでございます。

1枚めくっていただいて6ページ、まぐろはえ縄漁業・かつお釣り漁業の漁獲量でございます。まぐろはえ縄漁業の漁獲量は減少傾向にあります。漁船1隻当たりの漁獲量はおおむね横ばいでございます。2021年の漁獲量は、遠洋まぐろはえ縄漁業は6万3,000トン、1隻当たり357トン、近海まぐろはえ縄では3万7,000トン、1隻当たり149トンでございます。

かつお釣り漁業の漁獲量も同様に減少傾向でございます。1隻当たりの漁獲量はカツオ、ビンナガの来遊に左右され、変動が大きくなってございます。2021年の漁獲量は、遠洋かつお釣り漁業では5万1,000トン、1隻当たり1,272トンとなっています。近

海かつお釣り漁業は2万4,000トン、1隻当たり718トンとなっております。

7ページ目をご覧ください。遠洋まぐろはえ縄漁業の経営状況でございます。遠洋まぐろはえ縄漁業では漁業売上原価の3割を労務費、2割を燃油費が占めております。現下の原油価格の上昇や円安により、特に洋上・外地では燃油価格が高騰しており、燃油費負担が大幅に増加してございます。また、本年1月よりマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げており、労務費負担についても増加してございます。

一方、昨年来上昇傾向にあった魚価は直近では続落しております。売上原価の上昇に見合った水揚げ高の確保と燃油コスト等の経費抑制が課題となっております。先ほどの図をもう一度イメージしていただきたいのですが、遠洋まぐろはえ縄では魚を世界中走り回って凍結するという事でかなり燃油を使うと。かつお船も群れを探して走り回るという事で、漁をするルートも非常に燃油を使う漁業となっております。また、機械化が進んでございませんので、特にかつお釣りなどでは釣り手一人一人が釣るという事で、かなりの船員をそろえておかなければならないようになってございます。

下の図で燃油費の推移、魚価等も参考にさせていただければと思います。

8ページ目をご覧ください。近海まぐろはえ縄漁業・かつお釣り漁業の経営状況でございます。近海まぐろはえ縄漁業、遠洋・近海かつお釣り漁業においても、漁業売上原価の半分を労務費と燃油費が占めてございます。遠洋まぐろはえ縄と同様、燃油費負担が大きく、直近では燃油価格高騰の影響を受けるほか、遠洋かつお釣り漁業では本年1月よりマルシップ船員の賃金を大幅に引き上げ、労務費負担についても増加してございます。一方、魚価については直近では堅調に推移し、安定しています。安定的な漁獲量・水揚げ収入の確保と燃油コスト等の経費抑制が課題となっております。また、船価が上昇する中、船齢の進んだ船舶の更新についてもかつお・まぐろ漁業全体の課題となっております。

9ページ目をご覧ください。かつお・まぐろ漁業の現状、人材関係でございます。遠洋まぐろはえ縄漁業は洋上転載を活用する機会が多く、航海は1年から1年半と長期にわたります。こうした操業形態から、日本人若手船員の確保に支障を来しており、船員の高齢化が著しく、日本人船員の大宗は60歳以上、特に機関士は70歳以上が約半分で、50代以下の日本人船員がほぼいない状況となっております。現在の年齢構成を踏まえると、船員確保の問題は、今後も持続可能な遠洋まぐろはえ縄漁業を構築するために取り組まなければならない喫緊の課題となっております。近海まぐろはえ縄漁業においても日本人船員の高齢化が進行しています。遠洋船と同じく日本人船員の確保は喫緊の課題です。遠洋・

近海かつお釣り漁業では日本人船員の年齢構成は比較的バランスが取れている状況でございます。棒グラフの上の段の左側の右、はえ縄（機関部）が先ほど言及した機関部の場合ですけれども、70歳以上が突出していることがご覧いただけると思います。

10ページからは、かつお・まぐろ類は高度回遊性魚類なので、国際機関で国際的な参加国によって管理されている魚類で、各海域ごとにこういった地域漁業管理機関があるということで、参考として記載してございます。その後11ページ目はかつお・まぐろ魚類の資源動向、その後に我が国の漁獲量、供給量等を参考でつけさせていただきました。

以上で私の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと存じます。その他の資料につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご説明させていただきます。まず資料4をご覧ください。こちらは漁業（かつお・まぐろ）のうち、国土交通大臣が決定します最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数の一覧となっております。地方運輸局ごとにまとめたデータとなっております。一番下の計をご覧ください。事業者数は285事業者、船舶数は435隻、船員数は2,392人、そのうち組織船員数が2,054人となっております。

次に資料5をご覧ください。こちらは漁業（かつお・まぐろ）船員賃金実態調査でございます。本調査は、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩または1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和4年1月から令和4年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものでございます。一番下にありますとおり、集計方法としては、この調査は最低賃金の適用対象船舶について、組織船については数が多くございますので当該最低賃金適用対象船舶数の50%を目標とする抽出調査、また未組織船については全ての事業者に対して調査票を送り、調査を実施したものでございます。

1ページの真ん中にあります賃金の支払い形態及び船舶隻数でございますが、それぞれ4業種を組織・未組織と分け、さらに固定給プラス歩合給となっている隻数、固定給のみの隻数、さらに全歩合給としている隻数、そのように集計してございます。傾向としましては、遠洋かつお・まぐろのところをご覧いただきますと、固定プラス歩合と全歩合が遠洋かつおでいうと半々、遠洋まぐろでいうと固定プラス歩合が大半を占めている状況とな

っており、近海のかつおでいきますと全歩合給が大半を占めており、近海まぐろは固定プラス歩合、固定、全歩合ともに同じような数値となっております。

次のページをご覧ください。この調査をさらに絞りまして、2ページの一番上に書いてございます乗組員の1人歩、持代とも言ったりしますが、その持代数1.0の月額報酬額ということで、それぞれ4業種について抜き出しまして一覧にしております。遠洋かつお漁業についてはこちら10隻分を抽出しております。続きまして遠洋まぐろ漁業、3ページをご覧ください。こちらは上からご覧になっていただくと給料の高い順に並べているわけですが、17から20までの合計19万9,300円となっている、現在の最低賃金額に張りついているような計となっております。こちらは事業者を確認しましたところ、この令和4年1月から12月の間にまだ生産奨励金の精算が済んでいないということでございまして、歩合給のところ为空欄となっておりますが、ここには幾らかの歩合給が入ってくるようになってございまして、結果としては19万9,300円を超えてくるような結果になると考えております。

次の4ページをご覧ください。近海かつお漁業でございます。こちらも下の方、現在の最低賃金を下回るような23、24といったところをご覧ください。こちらも事業者にお問い合わせまして、今現在令和5年、最低賃金が令和5年1月から適用となっておりますが、令和5年以降は最低保障として19万9,300円を保障しているということで、こちらは最低賃金を満たしていることは確認しております。ただ、令和4年1月から12月に関しましてはまだ最低賃金の適用がございませんでしたので、そこはこの額でも問題はございませんが、いずれにしても令和5年は最低保障として最低賃金を満たしておりますことをご報告いたします。

さらに5ページをご覧ください。近海まぐろ漁業ですが、こちらは数が多くございまして、4ページにわたっています。8ページをご覧ください。近海まぐろに関しましては、20万円近辺を最低賃金としているところが多くございまして、114から121をご覧くださいますと、こちらは19万から15万というところまでございます。こちら各事業者にお問い合わせをいたしました。結論として、114から120まで、こちらは令和5年の最賃適用以降は、最低保障として19万9,300円を超えていることは確認しております。一番下の121につきましては、問い合わせをしましたがなかなか事業者につながらず、引き続き必要な指導は行ってまいりたいと思います。資料5については以上でございます。

資料6をご覧ください。こちらは漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況でござ

います。先ほど申し上げましたとおり、かつお・まぐろの最低賃金は昨年度令和4年度に決定したわけですが、表の右側にあるとおり、遠洋まぐろを備考欄に記載しております。こちらは昭和56年に制定されておりました、この表の平成13年から平成26年までは表のとおり改正がなされております。平成27年はこの遠洋まぐろをかつお・まぐろに拡大するというので、この漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金専門部会を設置しまして、昨年度、平成27年から令和4年までかけてようやくその最低賃金が設定されたところでございます。現在の最低賃金額は19万9,300円となっております。

次に資料7をご覧ください。こちらは「最低賃金の改定に係る参考資料」となっております。参考資料の1ページ目ですが、こちらは漁業最低賃金の決定状況でございまして、各地方運輸局長が決定する最低賃金の今現在の最低賃金額を記載しております。最も額の高いところで行きますと沖合底びき網の神戸でございまして、こちらは21万円となっております。

次の2ページをご覧ください。費目別、世帯人員別標準生計費でございまして、令和5年4月現在のそれぞれの費目別に、世帯人員単位での標準的にかかる生計費を比較したものととなっておりますので、こちらは参考にさせていただければと思います。

次の3ページをご覧ください。消費者物価指数の10大費目を比べたものでございまして、左上、令和2年の物価指数を100といたしまして、隔年ごとまた隔月ごとの推移をまとめたものでございます。左上欄の総合を見てまいりますと、平成30年から上昇しまして、一昨年の令和3年には100ポイントを下回りますが、昨年はさらに上昇を示し、対前年比2.5ポイント上昇となっております。下半分、各月の部分で見ますと、令和4年1月以降、こちらは100ポイントを超える数値で推移しているところでございます。

次の4ページをご覧ください。こちらは陸上労働者の関係の最低賃金でございまして、船員の最低賃金は地域別最低賃金ではなく、特定最低賃金に該当しますが、陸上労働者の特定最低賃金はこの表の1の(2)産業別最低賃金が特定最低賃金という区分に該当します。決定件数で226件、適用労働者数で291万1,800人となっております。

次の5ページをご覧ください。こちらは地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額を示しております。令和4年度の地域別最低賃金の加重平均額でございまして、表の上、全国加重平均額961円、対前年度3.33%の上昇となっております。その下の段の産業別最低賃金の全国の加重平均は943円でございます、対前年度2.17%の上昇となっております。

次の6ページをご覧ください。こちらは地域別最低賃金額改定の目安の推移となっております。こちらは陸上の中央最低賃金審議会で目安をお示しした後、各都道府県の最低賃金審議会で賃金額を決定する仕組みになっております。令和5年度の中央最低賃金審議会の結果が7月28日に出ておりまして、一番下の本年につきましては、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円とする答申が示されております。

次の7ページをご覧ください。こちらは地域別最低賃金額の一覧でございます。右側の令和4年度の最低賃金額で見てまいりますと、最も高いところはA欄の東京で1,072円、最も低い最低賃金額はD欄の青森県をはじめ10県の853円となっております。この最低賃金額の最も高いところと低いところの差は219円となっております。なお、厚生労働省の本年8月18日付の報道発表によりますと、全ての都道府県の令和5年度地域別最低賃金の答申がなされておりました。全国加重平均は昨年度から43円引上げの1,004円となっておりますので、併せてご報告いたします。

最後に8ページです。給与勧告の実施状況等ということで人事院勧告の状況を示しておりますが、本年度につきましてはベア率0.96%となっております。

資料の説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明につきましてご質問等がございますでしょうか。納富委員、お願いいたします。

【納富委員】 説明ありがとうございます。

勉強のために教えていただきたいのですが、資料5の組織船と非組織船、この違いの意味は何でしょうか。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご回答いたします。組織船・未組織船の違いは、これは私ども各地方運輸局を通じて調査を実施しまして、例えば全日本海員組合さんに加入しているのか、船員さんの労働組合に加入しているのか、労働協約を締結しているのか、そういったところを判断の材料として組織・未組織と分けているところでございます。

【納富委員】 ありがとうございます。もう一点だけ。資料6のこれまでのかつお・まぐろの最低賃金の改正状況をお示しいただいております。平成25年度に6,300円のアップになっていますけれども、これはこの時、世の中の経済状況とか何か大きな変動とかあったんでしょうか。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご回答いたします。調べたところ、この平成25年ですが、相当長い間航海日当が改正されていなかったと聞いておりました、それこそ十何

年ですかね、ちょっと正確には覚えておりませんが、平成の1桁代から平成25年近くまで航海日当が改正されていなかったと。ここでどんと見直したことにより、また最低賃金には航海日当が含まれますので、その部分のアップをここに反映したと、そのように確認しております。

【納富委員】 ありがとうございます。

【野川部会長】 ほかにただいまのご説明につきましてご質問等はございますでしょうか。釜石委員、お願いします。

【釜石委員】 納富委員と若干重複するところがあるんですけども、もう少しはっきりと教えていただきたいんですけども、資料5にお示しいただいております未組織で区分けられている船員さんは、単純に労働組合等に加盟していない船員という理解でよろしいかどうか教えていただけないでしょうか。

以上でございます。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご回答いたします。私ども、これは各地方運輸局を通じてということをお先ほど申し上げましたが、例年、船員法第111条報告をこの船員法適用対象事業者から提出させることになっているのですが、その111条報告の中に労働組合の状況、今言ったように加盟しているのか、加盟しているのであればその組織名を書いたり、その加入している人数を書いたりというようなことを書かせるようになっているのですが、そこに加入していると書いてあれば組織、加入していないということであれば未組織と、そういう判断をしております。

【釜石委員】 ありがとうございます。

【野川部会長】 ほかによろしいでしょうか。

特にないようでしたら、次に議題3「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について」の検討に入りたいと存じます。これまで縷々様々な観点からのご説明を頂きましたが、それらを踏まえて本年度令和5年度の最低賃金の改正について、労使それぞれからご意見を伺いたいと存じます。いかがでしょうか。高橋委員。

【高橋委員】 まず、水産庁から提出していただきました漁業の概要でございますけれども、共通理解でいていただきたいと思ひまして、発言をさせていただきます。

経営状況のところでは。

7ページ、8ページということになります。人件費が大分上がって3割ぐらい増えたということで記載がありますけれども、実際は外国人の賃金が上昇、賃金改定をしたという

ことで、日本人の賃金改定をしたということではございませんので、その辺、ご理解していただきたいと思っております。6万四、五千円から7万円前後のものが13万円にアップしたと、こういうことでいわゆる労務費が増えたということです。

それから多分、燃料費の高騰なり、魚価の問題等々ありますけれども、収入減になった場合、共済制度を利用したセーフティーネットなり、収入安定対策なり、多分この中には吟味されていない、後から負担、保障が出てくるわけですから、その辺は吟味されていない報告だという理解で私はおりますけれども、そういうことでよろしいのか、それとも若干違うのか、その辺もちょっとお伺いしておきたいなと思っております。

その上で、かつて9年ほど足踏みをしてまいりました。その間、遠洋かつお一本釣り、それから近海かつお一本釣り、近海まぐろが、新たに最低賃金を導入するということで、業界も含め我々も全体として非常な努力をしてきたわけですが、その間、遠洋まぐろの最低賃金が改定されてこなかったということで、その年数がもう9年になるということです。

ほかの地域最賃がその間毎年のように改正されて、かなり最低賃金の改定をしてきたということです。中央最賃が全国の地域最賃をリードしながら牽引してきた歴史があって、これがどうもここ9年の間に逆転したということ、地域最賃のほうが高いところかなり多くなってきたということです。先ほど事務局からも全国の今一番高いのが21万円だということで、これは神戸でしょうけれども、そういう状況になってきたということで、やはり地域最賃を上回るような中央最賃を構築すべきだと思いますので、改めて、21万円ないしは22万円の段階に入ってきたのかなと思っております。

特に遠洋まぐろについては最低保障が30万ないし32万円ということで、かなりの伸び代があるわけです。近海の場合はまだそこまではいっていませんけれども、少なくともやはり20万円を超えるような最低賃金の構築はいずれにしてももう必要な時代になってきたという理解でおりますので、その辺も使用者側の皆さんによく検討していただきたいと思っております。

私からは以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。納富委員、お願いいたします。

【納富委員】 ありがとうございます。話の前に先ほど質問するのを忘れたので、もう一点だけ。資料5です。未組織船について釜石委員からも質問があって、労働組合に関わっていないというような話があって、例えば近海まぐろを見た場合、未組織船が28隻で

かなり多いなという気がしましたのでお伝えしたいと思います。

今、高橋委員からご意見を頂きました。ありがとうございます。私はかつお・まぐろ漁業の中でも近海のかつお・まぐろ漁業といった立場で本日は参加させていただいております。皆様ご承知のとおり、この3年半余り、コロナ禍の渦にありまして各種の行動制限がなされたり、またそういったことを受けまして漁業者もその影響を受けてまいりました。今年に入りまして5月頃からこうした行動制限が解除されまして、段階的に経済活動も回復の道を今たどっておりますが、まだコロナ禍以前の状態には戻っていない状況にあると考えております。

また、さらに燃油価格につきましては、これは国際的な要因によるところが大でありますけれども、依然として高止まりの状況にあることは皆様ご承知のとおりだと思います。さらに、ここ四、五年と言っていていいですかね、漁船の建造価格の高騰や諸資材の値上がり、また漁業者が受ける影響は大きいものがありまして、依然として漁業経営は厳しい状況の中に置かれているというのが私の判断でございます。

昨年、六、七年かかりましたけれども、最低賃金の統一ができたところでございます。この統一に当たりましては、海員組合の高橋委員、また国交省の方々に現地に入ってくださいまして、漁業者の説明に尽力していただきました。改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。他方、従来から設定されております遠洋まぐろ、先ほどご紹介がありました昭和56年から歴史があると初めて伺いましたけれども、非常に長い歴史がありまして、その間労使間の話合いで賃金の改定の歴史をつくっておられることも理解してございます。

昨今の賃金に関する世の中の流れは理解しているつもりでございます。また、就業を希望する方も少しでも高い賃金の職場へ就業したいとの考えも理解できます。その結果、その賃金の低い産業にはなかなか就業者が少なくなるとの意見もありますけれども、現時点においては我々はそうした現実を受け止めざるを得ない状況に置かれております。

本会は、本会というのは近かつ協のことを言っていますが、特にかつお・まぐろ漁業でありますけれども、その中でもまぐろはえ縄漁業の船主の話合いを重ねて持ちながら、協会内部で日本人船員の確保に向けた取組として、求人活動の取組であるとか、また船員定着の取組、さらには海技士資格の取得の支援、今後の給与の在り方などについて検討を始めたところであります。まだ1年ちょっとでありますので具体的な結果は出ておりませんが、こうした取組を地道に継続していくことが重要であると考えております。

大臣漁業でありますかつお・まぐろ漁業の中の我々近海かつお・まぐろ漁業においては、今年1月に最低賃金の効力が発生し、まだ1年経過していない状況に置かれております。したがって、漁業者の理解を得るためには少なくとも2年程度は現状の金額としていただきたいと考えております。先ほども申し上げましたけれども、コロナ禍からの脱却を期待しております、そうした経済活動の回復傾向が見られる段階で現行賃金額の改定を協議したいと考えております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。土屋委員、お願いいたします。

【土屋委員】 先ほど高橋委員からお話がありましたように、遠洋まぐろにつきましても確かに平成27年から長い時間がたっておりまして、その間上がっていないのは認識しておりますし、昨今の物価上昇それから陸上産業の賃上げの状況を見ますと、当然賃上げの方向に行かなければいけないという認識はございます。

ただ一方で、先ほど納富委員からございましたけれども、近海のかつお・まぐろ漁業さん、それから遠洋のかつお漁業につきましても今年1月25日から最低賃金が適用になったということで、まだ最低賃金が適用されてから日にちがたってございませんので、その点を考えると、急激に賃金を改定するのはちょっと戸惑いがあるのかなとは思っております。

それから、やはりコロナ禍の経営が非常に厳しかったこともございますし、それからウクライナ侵攻から燃油価格が急騰している現在の経済状況等もございまして、そこら辺を考えると、それから魚価が今年に入りましてから大幅に今下落している経済状況を考えますと、賃上げを考えるとしてもその点を十分考慮していただきたいのが私どもの考えでございます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。釜石委員。

【釜石委員】 今、資料の説明もお受けしまして、それから使用者側の委員のお話もお伺いしていただきましたけれども、皆さん異口同音におっしゃっているのは、日本人船員の確保に苦慮している産業であることはお三方とも皆さんおっしゃってございました。

そこで、皆さん各事業者さんが今なされている行動は、やはり日本人の求人です。当然、船員法ですから、各地方運輸局に求人をされております。その金額の1人歩の募集金額を

見ましても、20万円を下回っている求人をまだ今年に入って私は確認しておりません。したがって、20万円は当然求人として必要な額であろうということは皆さん産業としてご認識されているであろうと。もう一つは、備考の欄にプラス歩合が支給されると書いてございます。したがって、最低賃金はまず20万円を下回らないのがこの業界の常識だと見て問題はないのではないかと申し上げておきたいと思っております。

私からは以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいま労使それぞれからご意見を頂きましたが、ほかにこの場でございますでしょうか。

もしよろしければ、そろそろ双方の意見について歩み寄りを進めてまいりたいと存じますので、この場を一旦クローズして、労使委員の間だけで膝を詰めてお話し合いをしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではあまり時間は取れませんので、20分程度で、部屋を用意してございますので、そちらに赴いてお話し合いをしていただきたく存じます。それではよろしく願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですのでご報告をお願いいたします。高橋委員。

【高橋委員】 労使ともかなり紛糾して話し合いを致しましたけれども、先ほど納富委員からもあったとおり、近海かつお一本釣り、近海まぐろはえ縄漁船、それから遠洋かつお一本釣りという、まだ最低賃金を導入して間もないこともあって、各業界に対する周知の仕方というものもあって非常に難儀も致しました。また一方、遠洋まぐろはえ縄漁船については8年間足踏みしてきたことがあって、現行の金額19万9,300円ということではなくて、やはり20万を超えるような提案をしてまいりました。ある程度の数字は出たんですが、両団体が持ち帰りをしていただいて最終的に確認するというところで話し合いは終わりました。非常に両団体、まだ1つの最低賃金部会という形の中で、生い立ちが若干違うところもございますので、それも含めて次回、結論を出したいということに致しました。以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ただいまご説明を船員側から頂きました。何か船主側から補足説明等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは本日の専門部会では結論に至らなかったことから、さらに話し合いをしたほうがよりよい結論が得られるだろうということで、今後労使双方で次の部会を考えますが、それまでの間も、ぜひ話を十分に積極的に詰めていただいた上で、その上で専門部会を開催して結論を得ることに致したいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【野川部会長】 その点で一言、私から申し上げておきたいのは、この最賃部会はこのように三者構成で行われております。最低賃金は法律上の賃金でございますので、トップダウンで、例えば公益委員があらかじめ双方の意見を聴取した上で公益委員だけで決めることをしてもいいわけですが、そうせずに、こうした最賃審議会という公の場に労使双方の代表を招いて議論していただくことは、やはり船員の世界の労使自治が十全に尊重された上でのございます。したがって、この最低賃金の決定につきましても、私も公益委員としては労使の合意によって決まることを強く望んでおります。幸い、昨年の内航航船あるいは旅客船等の最低賃金は合意によって決定がされました。今年もその方向で検討されております。

どうぞ、このかつお・まぐろの漁船員の方たちの最低賃金につきましても、最後にこの公益委員に委ねるようなことをなさらず、労使が主人公でございますので、労使の代表委員の間で合意して決めていただくように強く私としては要望しておきたいと存じます。この三者構成の審議会というやり方は国の審議会のあらゆる審議会の中でも極めて異例のものでございまして、このようなやり方では効率が悪いのではないかと以前から言われております。しかし、労使の自治によって合意によって物事が決まることの成果が評価されて今まで続いていることのでございますので、それが公益委員の裁定によって決まるようなことが続きますと、やはり三者構成は無駄ではないかと、こういうことになりかねませんので、どうぞ労使の合意を目指してお話し合いいただくようお願いいたします。

それではそのようにして次回の専門部会をまた開催したいと存じます。これで本日の予定された議事は終了いたしました。事務局にお返しいたします。

【前里労働環境対策室長】 事務局でございます。

次回の専門部会の日程でございますが、10月18日、水曜日13時から、場所は本日も同じここ3号館11階特別会議室を予定しておりますので、よろしくようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは漁業(かつお・まぐろ)最低賃金専門部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところご参集賜りありがとうございました。

— 了 —